

職業安定法施行規則の一部を 改正する省令案要綱



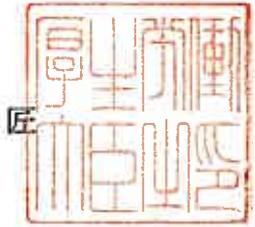
厚生労働省発職 0327 第 8 号

平成 31 年 3 月 27 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「職業安定法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業安定法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業安定法第五条の三第四項の厚生労働省令で定める事項として、就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項を追加すること。

第二 この省令は、平成三十二年四月一日から施行することとする。